

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の変更
(中山間地域・離島振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、
次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第 3 条第 6 項の規定により公示します。

名称	石見銀山大田ひと・まちづくり事業協同組合
住所	島根県大田市大森町イ1372番地
代表者の氏名	松場 大吉
事務所の名称	石見銀山大田ひと・まちづくり事業協同組合
事務所の所在地	島根県大田市大森町イ1372番地
地区	島根県大田市
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域 づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和 1 5 年 3 月 5 日

○変更内容 変更年月日 令和 7 年 8 月 25 日

変更に係る事項	変更後	変更前
住所	島根県大田市大森町イ1372番地	島根県大田市大森町ハ 5 1 番地 1
事務所の所在地	島根県大田市大森町イ1372番地	島根県大田市大森町ハ 5 1 番地 1